

令和8年（フ）第4437号
東京都文京区根津2丁目8―11―203
破産者 佐藤 圭
1 決定年月日 令和8年8月27日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4451号
東京都北区東十条3丁目13―4―202
破産者 竹内 樹
1 決定年月日 令和8年8月27日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4484号
東京都世田谷区南烏山6丁目5―6 シルクロードB205
破産者 松山 真司
1 決定年月日 令和8年8月27日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4511号
東京都中野区上高田5丁目32―13―102
破産者 高井 英之
1 決定年月日 令和8年8月27日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第4526号
長野県飯田市千代1814、開始決定時の住所東京都杉並区桃井1丁目2―6―202
破産者 榊山 和希
1 決定年月日 令和8年8月27日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第2897号
東京都世田谷区野沢2丁目18―5
破産者 山根 行晴

1 決定年月日 令和8年8月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第3640号
東京都新宿区袋町5番地1 F A R O神楽坂1階
破産者 株式会社T e m a r i
1 決定年月日 令和8年8月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第3829号
栃木県佐野市戸奈良町1491
破産者 H Rリード合同会社
1 決定年月日 令和8年8月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第6492号
東京都北区中十条1丁目2番22号 東京技官ビル
破産者 株式会社東京技官
1 決定年月日 令和8年8月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第7657号
東京都豊島区長崎4丁目26―9
破産者 元谷百合奈
1 決定年月日 令和8年8月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第7942号
東京都足立区保木間3丁目16―17―302
破産者 渡部 光子
1 決定年月日 令和8年8月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第9206号
東京都中央区東日本橋2丁目14―11―603
破産者 佐藤 亜子
1 決定年月日 令和8年8月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第9431号
東京都町田市野津田町3078―6、開始決定時の住所千葉県浦安市明海4丁目2―8―1804
破産者 芦野 真宏
1 決定年月日 令和8年8月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第808号
千葉県匝瑳市飯塚393
破産者 高橋 美樹
1 決定年月日 令和8年8月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第1055号
東京都羽村市小作台2丁目16番33号
破産者 株式会社ヒューライフコーポレーション
1 決定年月日 令和8年8月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第1133号
東京都文京区本郷3丁目19番4号 本郷大関ビル302号
破産者 日本生物製薬株式会社
1 決定年月日 令和8年8月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第1368号
埼玉県川越市新宿町6丁目14番地33、商業登記簿上の本店所在地東京都豊島区目白4―31―22 目白Y U I ― E N N ― B 1
破産者 株式会社アルテマ

1 決定年月日 令和8年8月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第1369号
埼玉県川越市新宿町6丁目14―33
破産者 山川 武史
1 決定年月日 令和8年8月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第1749号
埼玉県久喜市久喜中央4丁目5―20―202
破産者 小島 佑香
1 決定年月日 令和8年8月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第2155号
東京都東久留米市前沢3丁目4―36―204
破産者 矢崎 愛華（旧姓市来）
1 決定年月日 令和8年8月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第2250号
東京都足立区弘道1丁目23―1―103
破産者 池田 満夫
1 決定年月日 令和8年8月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第2842号
東京都葛飾区東四つ木1丁目11―4―201
破産者 池内 康貴
1 決定年月日 令和8年8月28日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部